

市内居宅介護支援事業所管理者 各位

春日部市介護保険課長

運営基準減算について（注意喚起）

日頃より、本市の介護保険行政にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、居宅介護支援につきましては、令和3年度介護保険制度改正において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、サービス提供の開始に際し利用者へ行う説明の内容が追加され、これに違反した場合には運営基準減算が適用されることとなりました。

Web開催をしました、令和3年度介護サービス事業者集団指導資料にも記載したところですが、改めて改正内容の周知をさせていただきます。居宅介護支援事業所の管理者様におかれましては、下記内容及び添付いたしました根拠法令等を再度ご確認ください、基準順守に努めるようお願いいたします。

1 改正内容

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、下記の点について、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければなりません。

- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供された者の割合。

なお、前述の「前6か月間」については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成されたケアプランを対象とします。

- ① 前期（3月1日から8月末日） ② 後期（9月1日から2月末日）

2 当該規定を順守していない場合

契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となります。

3 留意点

令和3年4月以前から契約を結んでいる利用者については、次のケアプラン見直し時に説明を行うことが望ましいとされていますが、制度改正から5ヶ月を過ぎた状況でもあるため、早めの対応をお願いいたします。

4 根拠法令等（別添参照）

- (1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（抜粋）
- (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抜粋）
- (3) 介護保険最新情報 Vol. 952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 3）」
（【居宅介護支援】契約時の説明について 問111、問112）

《問い合わせ先》

介護保険課計画・事業指導担当

TEL 048-736-1111 内線 2746・2747

E-mail : kaigo@city.kasukabe.lg.jp